

1. 業務の概要

NTT東日本株式会社(以下「当社」という。)が、地域電気通信業務等を営むために保有する職員を活用し、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第7項第3号に基づく特定信書便役務の提供の業務および特定地域を宛先とする信書便物を引き受け、郵便物として日本郵便株式会社に差出を行う役務の提供を行うものである。

なお、本業務の実施において、当社は電気通信事業法第30条第4項各号及び、第31条第5項各号について、引き続き遵守する。

2. 主な業務の実施方法

(1) 信書便物の引受けの方法

電話、若しくはインターネットによる申込みを受けて、当社事業所で通数その他必要事項を確認した上で、当社が管理するサーバーにて引き受ける。

(2) 特定信書便役務における信書便物の配達の方法

イ 当社配送員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状又は信書便物の表面(以下「送り状等」という。)に記載された受取人(配達先が住宅の場合はその配達先における同居者又はこれに準ずる者、配達先が住宅以外の場合はその管理者又はこれに準ずる者を含む。以下同じ。)に対面で引き渡す。

ただし、差出人の申出により当該信書便物を引き渡す際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求める。

ロ 当社配送員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状等に記載された受取人の郵便受箱(新聞受箱等これに準ずる物を含む。)又はメール室(法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいう。)に配達する。

(3) 特定地域を宛先とする信書便物の配達方法

当社が差出人から引き受けた信書便物を郵便物として日本郵便株式会社へ差出し、送り状等に記載された受取人に対して、日本郵便株式会社が提供する郵便サービスを用いて配達する。

3. 業務の収支計画の方針

個別業務の実施の都度、当該業務の収支計画が当社の地域電気通信業務の遂行に支障のない範囲であることについて、当社の社内規定に基づき、重要な意思決定機関等による確認を行うこととする。

4. 所要資金の調達方針

個別業務の実施の都度、当該業務の開始に伴う所要資金の調達方針が当社の地域電気通信業務の遂行に支障のない範囲であることについて、当社の社内規定に基づき、重要な意思決定機関等による確認を行うこととする。

5. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

本業務においては、下記の(3)を活用して業務を行う。

(1) 設備
なし

(2) 技術
なし

(3) 職員
地域電気通信業務を営むために保有する職員。

6. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

なお、本業務は当社が所有するボトルネック設備の利用を前提としない業務であることから、ネットワークのオープン化、ネットワーク情報の開示については該

当しない。

(1) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、既に他の企業が提供しているサービスと同様のものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に当社の保有する情報及び OSS(オペレーション・サポート・システム)の中に新たに必要不可欠となるものはない。

(2) 営業面でのファイアーウォール

営業面でのファイアーウォールについては、接続の業務を通じて知り得た情報および、卸電気通信役務の提供の業務で知り得た情報を目的外に利用しない。なお、接続の業務を行うにあたっては、電気通信事業法第31条第8項および同条で規定する総務省令において定められた措置を講じている。

また、電気通信市場における公正な競争を阻害するバンドルサービスの提供は行わない。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、接続関連情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(3) 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については業務毎に適正に配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

(4) 関連事業者の公平な取扱い

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様や他の事業者に対して実施するものであり、本業務を営むにあたって当社の地域電気通信サービスの利用を必須としておらず、既に他の企業等が実施している業務と同様のものであることから、他の事業者においても実現可能な業務である。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。